

国民年金の手続きは、お済みですか？

国内に在住の20歳以上60歳未満の方は、国民年金への加入が義務付けられています。国民年金の加入者の種別は、就労状況等によって3つに分けられます。



国民年金加入者の種別（被保険者種別）

第1号被保険者	20歳以上60歳未満の自営業者、農林漁業者、無職の方、学生など
第2号被保険者	厚生年金保険に加入している会社員、公務員、私学共済に加入している方
第3号被保険者	第2号被保険者の扶養家族になっている20歳以上60歳未満の配偶者(年収130万円未満)

就職や転職、結婚などの際には、年金の資格変更の手続きが必要となる場合があります。手続きが遅れたり、手続きせずに放置したりすると、病気やケガで障害が残った場合や、死亡したときに、障害基礎年金や遺族基礎年金を受給できない場合がありますので、ご注意ください。

このようなときには手続きが必要です

- 第2号被保険者に扶養されている配偶者が20歳になったとき
→第2号被保険者である配偶者の勤務先で加入手続き(第3号)が必要です。
- 第2号被保険者である配偶者の扶養家族になったとき
→配偶者の勤務先で、被保険者種別の変更手続き(第1号→第3号)が必要です。
- 第2号被保険者が60歳になる前に会社などを退職したとき
→保険医療課で被保険者種別の変更手続き(第2号→第1号)が必要です。
- 第2号被保険者である配偶者が会社などを退職したとき
→保険医療課で被保険者種別の変更手続き(第3号→第1号)が必要です。
※第2号被保険者である配偶者の扶養家族であった場合に限ります。
- 会社などを退職し、第2号被保険者である配偶者の扶養家族になったとき
→配偶者の勤務先で被保険者種別の変更手続き(第2号→第3号)が必要です。
- 第2号被保険者である配偶者の扶養家族でなくなったとき
→保険医療課で被保険者種別の変更手続き(第3号→第1号)が必要です。

上記は一例です。手続きに関する詳細は、保険医療課にお問い合わせください。

☎市民協働部保険医療課(庁舎1階) 担当:片山公子 ☎43-0501

農用地区域内で農地転用を希望する方は農政課にご相談ください

市内の農地の多くは、農業の振興を図ることを目的とした農業振興地域における「農用地区域」に含まれています。農用地区域内の農地を転用する場合、まず、農用地区域から除外する手続きが必要です。

農用地区域から除外するには、各種法令の要件に適合し、除外の必要性、妥当性が認められなければなりません。農地の転用を希望する方は、事前に農政課にご相談ください。なお、除外の申し出は、毎年4月と10月に受け付けています。

申し出に必要な書類

- ①農用地区域除外申出書、②土地全部事項証明書、③公図、④位置図、⑤付近見取図、⑥計画図面、⑦同意書、⑧理由書など

受付期間 4月1日(木)～30日(金)

☎産業振興部農政課(庁舎3階) 担当:大橋公樹 ☎43-0518

国民健康保険の加入者は毎年4月15日までに

所得の申告を

■申告について

申告先 税務課

※申告内容によっては、税務署での申告が必要な場合があります。詳しくは、事前に税務課にお問い合わせください。

対象 令和3年1月1日の時点で加東市に住民登録がある方
※令和3年1月2日以降に加東市に転入した方は、令和3年1月1日時点で住民登録があった市町村で申告してください。

申告に必要なもの

- ①個人番号が確認できる書類
☑マイナンバーカード、個人番号通知カード
②公的機関発行の本人確認ができる顔写真付の書類
☑マイナンバーカード、運転免許証
※マイナンバーカード1枚で、①、②の両方を兼ねることができます。
※代理人が申告する場合は、申告者本人の①、②の両方の写しが必要です。
※収入がある場合は、必要な書類が増えます。詳しくは、事前に税務課にお問い合わせください。

国民健康保険税について ☎総務財政部税務課(庁舎1階) 担当:柳田彩百合 ☎43-0397
資格・給付について ☎市民協働部保険医療課(庁舎1階) 担当:宮田麻央 ☎43-0500

講演会

発達障害の特性理解と具体的支援について

日本LD学会副理事長や特別支援教育士資格認定協会委員長を歴任し、また教育現場の相談に応じたり、アドバイスしたりしている発達障害研究の第一人者、竹田契一さんをお招きし、講演会を開催します。

「発達障害のある人がどのような行動をとるのか」、「何故そのような行動をとるのか」等の特性を踏まえたうえで、「発達障害のある人に保護者や周囲の人はどう接すればいいのか」といった具体的な支援方法についてお話しいただきます。

日時 5月22日(土) 13時30分～15時30分
※開場は13時

場所 加東市地域交流センター

講師 竹田契一さん

申込期限 4月28日(水)

定員 180人 ※先着順

申込方法 発達サポートセンター「はぴあ」に電話、FAX、電子メール、郵送、持参

※任意の様式で、①住所、②名前、③電話番号、④託児の希望の有無をお知らせください。ただし、託児を希望する方は電話、または窓口にてお申し込みください。
※託児は先着15人です。

☎発達サポートセンター「はぴあ」 担当:竹中清陽 ☎27-8100 FAX42-7666
〒673-1461 加東市木梨1129 ✉hattatsu@city.kato.lg.jp